

第3章 条例指定の申出手続について

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を条例で定めるところにより、大阪府に提出することとされています（条例3①）。

1 相談・申出窓口

指定を受けようとするNPO法人は、大阪府に申出を行うことになります。

指定の申出をお考えの場合は、まず、事前相談をお願いします。

大阪府では、事前相談を予約制で行っています。事前相談のご予約は、下記までご連絡ください。

■ 申出の手続きについてのお問合せや、事前相談の予約受付は…

ピピっとライン（府民お問合せセンター）Tel 06-6910-8001

HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/fumin/occ/index.html>

■ 制度の内容についてのお問合せは…

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課府民協働グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目3番49号

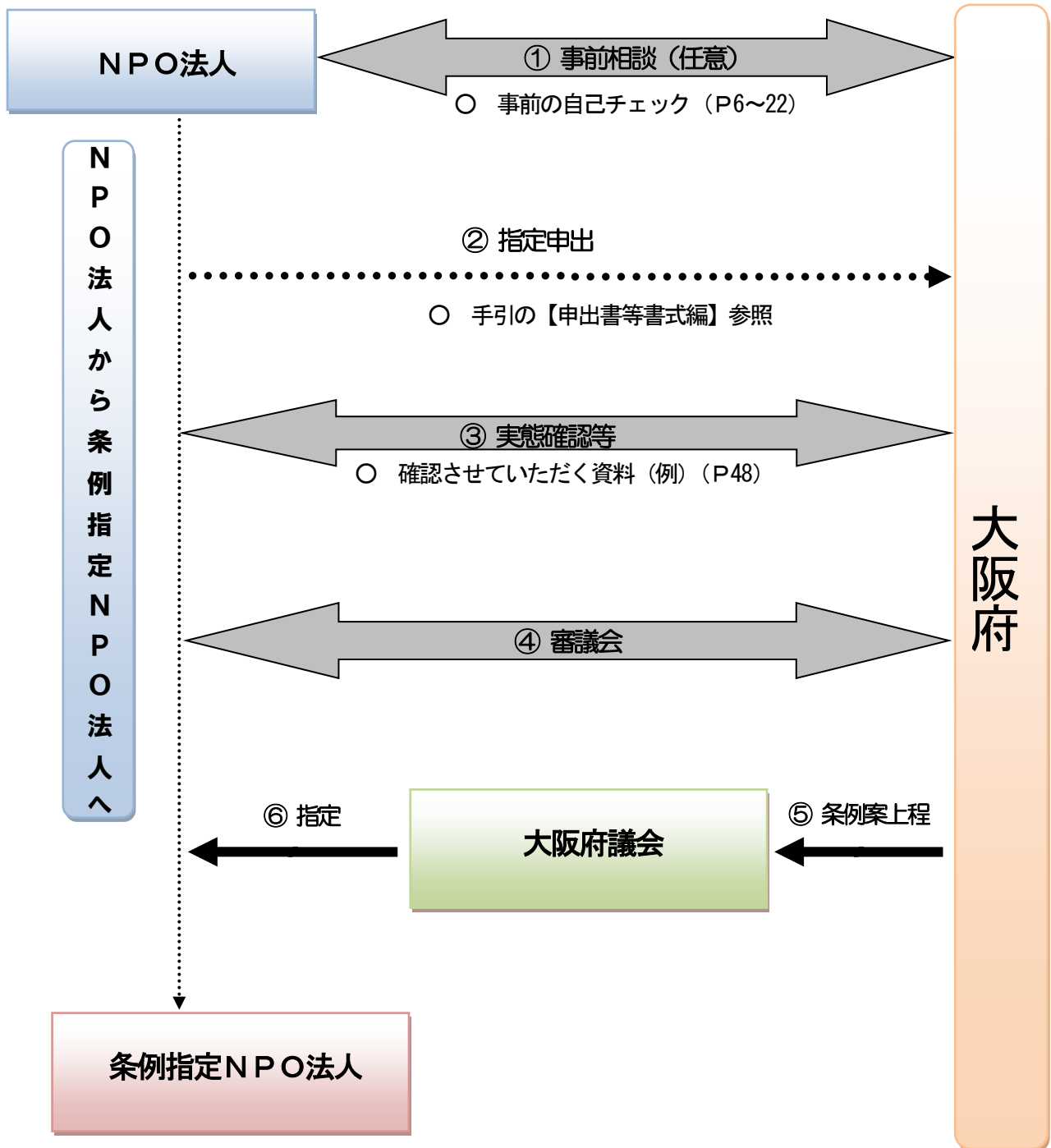
大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3階

Tel 06-6210-9320(直通) Fax 06-6210-9322

E-mail fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/4goutop.html>

条例指定NPO法人になるまでのフロー



2 条例指定を受けようとする場合

- (1) 条例指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、次の①～⑦の書類を添付した申出書を大阪府に提出し、指定を受けることとなります（条例3）。

（注） 申出書及び添付書類については、手引の【申出書等書式編】をご覧ください。

- ① 定款
- ② 登記簿謄本
- ③ 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 指定の各基準については27頁から39頁を、欠格事由については40頁から41頁をご覧ください。

- ④ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑤ 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

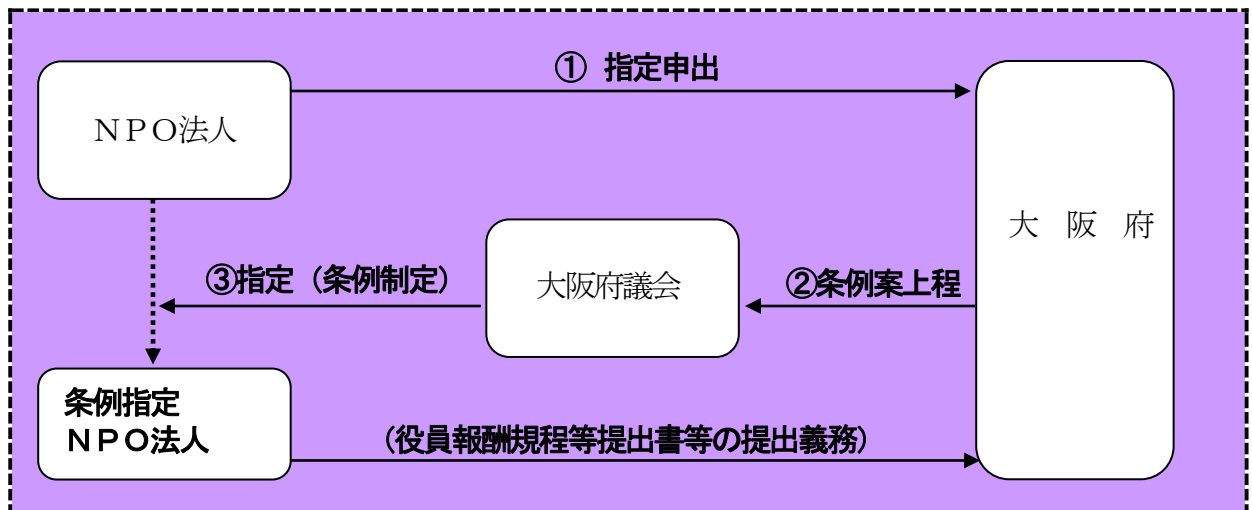
（注） 実績判定期間とは、指定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3②五）。詳しくは、42頁「5 実績判定期間」を参照してください。

- ⑥ 実績判定期間の日を含む各事業年度の事業報告書等
- ⑦ 役員名簿

- (2) 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①十一）。

- (3) 指定の有効期間は、大阪府の条例の指定の日から起算して5年となります（条例8①）。

指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする条例指定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（47頁の「3 条例指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（条例8②）。



3 条例指定の有効期間の更新を受けようとする場合

(1) 指定の有効期間の更新を受けようとする条例指定NPO法人は、有効期間の満了の日の9月前から6月前までの間（以下「更新申出期間」といいます。）に、次の①～⑥の書類を添付した有効期間の更新の申出書を大阪府に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（条例8②）。

① 定款

② 登記簿謄本

③ 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 指定の各基準については27頁から39頁を、欠格事由については40頁から41頁をご覧ください。

④ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

⑤ 実績判定期間の日を含む各事業年度の事業報告書等

⑥ 役員名簿

（注1） 申出書及び添付書類については、手引の【申出書等書式編】をご覧ください。

（注2） 指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3③）。

(2) 指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（条例8①）。

《参 考》

1 指定の通知

知事は、NPO法人からの申出について、指定又は指定の有効期間の更新がされたときは、その旨を当該申出法人に対し書面により通知することになります。また、指定又は指定の有効期間の更新の手続を行わないことを決定したときはその旨とその理由を、申出法人に対し書面により通知することになります（条例7、8④）。

確認させていただく資料（例）

指定基準の該当性や申出書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

| 確認させていただく書類の事例 | | （参考） 確認する主な指定基準 |
|----------------|--|--------------------|
| 1 | NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等) | 情報発信要件に関する基準 |
| | | 寄附金要件に関する基準 |
| | | 協働要件に関する基準 |
| | | 活動の対象に関する基準 |
| | | 事業活動に関する基準 |
| 2 | NPO法人の従業員一覧、給与台帳 | 不正行為等に関する基準 |
| | | 運営組織及び経理に関する基準 |
| | | 事業活動に関する基準 |
| 3 | 総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) | 不正行為等に関する基準 |
| | | 事業活動に関する基準 |
| | | 運営組織及び経理に関する基準 |
| | | 活動の対象に関する基準 |
| 4 | 申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 | 不正行為等に関する基準 |
| | | 事業活動に関する基準 |
| | | 運営組織及び経理に関する基準 |
| | | 活動の対象に関する基準 |
| 5 | 事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) | 寄附金要件に関する基準 |
| | | 活動の対象に関する基準 |
| | | 運営組織及び経理に関する基準 |
| | | 協働要件に関する基準 |
| 6 | 寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) | 寄附金要件に関する基準 |
| | | 活動の対象に関する基準 |
| | | 事業活動に関する基準 |
| 7 | 絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均50人以上)の算出方法がわかる資料 | 寄附金要件に関する基準 |
| 8 | 助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 | 寄附金要件に関する基準 |
| | | 協働要件に関する基準 |
| 9 | 閲覧に関する細則(社内規則) | 情報公開に関する基準 |
| 10 | NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料 | 活動の対象に関する基準 |
| | | 事業活動に関する基準 |
| | | 不正行為等に関する基準 |

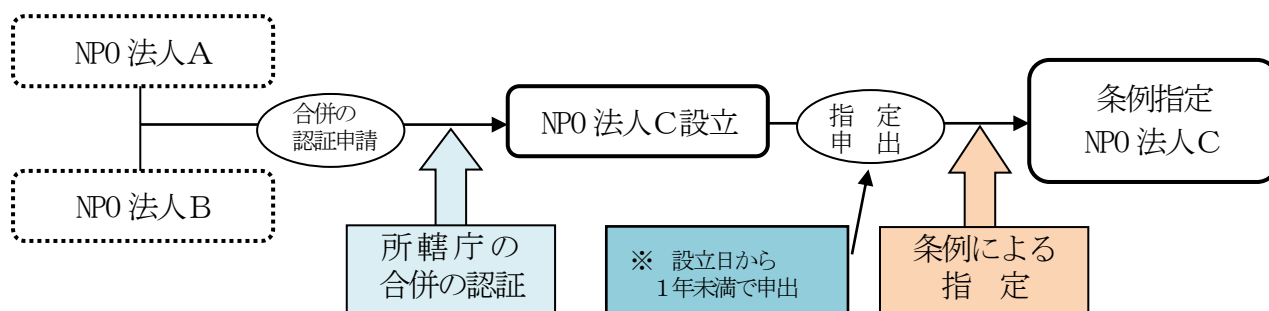
(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

4 合併法人等に係る条例指定の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が指定を希望する場合には、知事に指定の申出を行うこととなります。なお、申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、指定を受けようとする場合には、指定の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

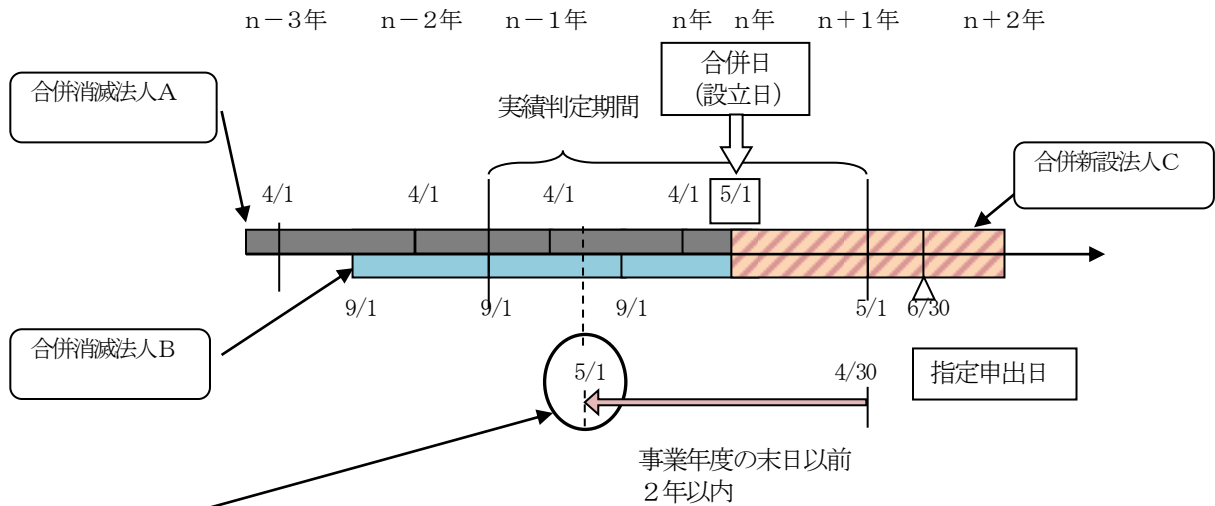
- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記(イ)①又は②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
 (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cが $n+1$ 年6月30日に指定の申出を行う場合

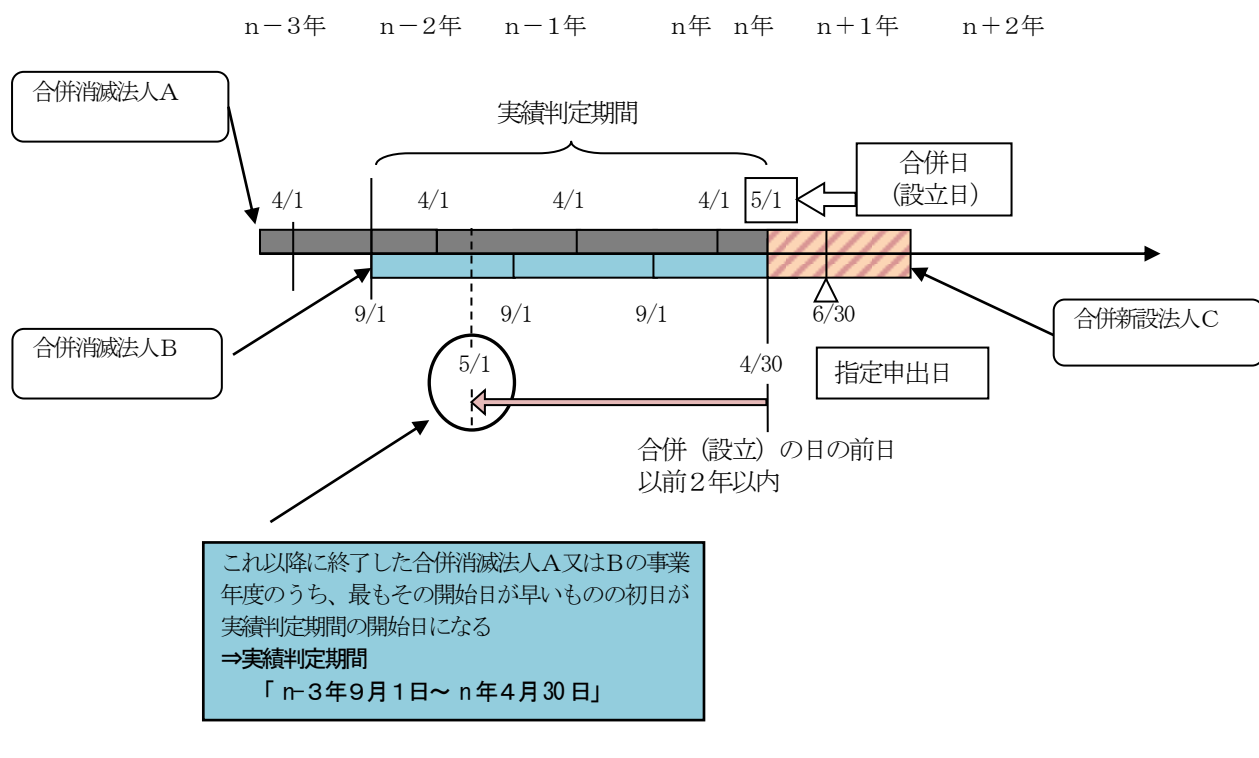


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「 $n-2$ 年9月1日～ $n+1$ 年4月30日」

《ポイント》
 この例の場合、申出書を提出する $n+1$ 年6月30日に係る事業年度の初日（ $n+1$ 年5月1日）においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
 なお、申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え(条例5③))

| 通常の申請時 | 読替え後 |
|--|--|
| <p>(実績判定期間について)</p> <p>前項第5号及び第6号の「実績判定期間」とは、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3③)。</p> | <p>(実績判定期間について)</p> <p>前項第5号及び第6号の「実績判定期間」とは、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(第一項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3③)。</p> |
| <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</p> | <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</p> |

ロ 法人の設立前の期間における指定の基準への適合の判定（条例5②）

申出をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

| 指定基準 | | 合併前の判定方法 |
|-----------------------|--|---|
| 事務所要件（一号基準） | | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 情報発信要件（二号基準） | | |
| 寄附金要件（三号基準） | | 各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。 |
| 協働要件（四号基準） | | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 活動の対象に関する基準（五号基準） | | 各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。 |
| 運営組織及び経理に関する基準（六号基準） | | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 事業活動に関する基準 (七号基準) | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと | |
| | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと | |
| | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | |
| | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること | |
| 情報公開に関する基準 (八号基準) | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| | ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 各合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。 |
| 事業報告書等の提出に関する基準（九号基準） | | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 不正行為に関する基準（十号基準） | | |

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注1) 各基準の詳細は、27～39頁を参照してください。

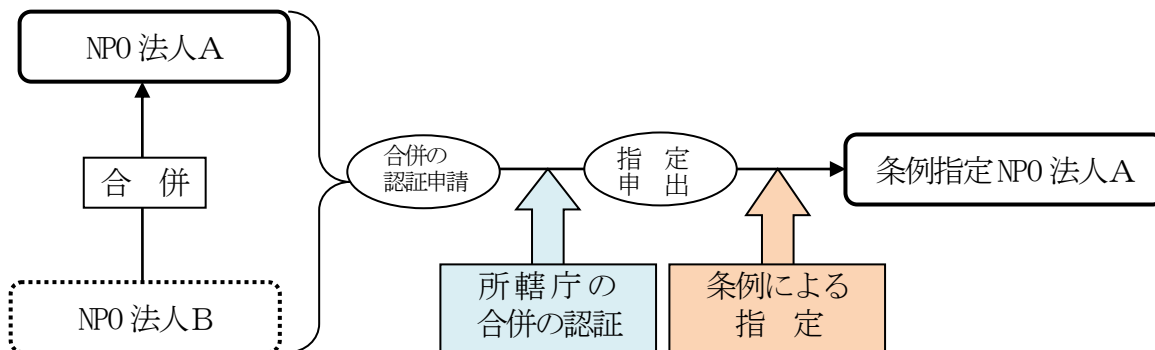
《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、一号基準、二号基準、四号基準、六号基準、七号基準イとロ、八号基準、九号基準、十号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①12）。

(2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

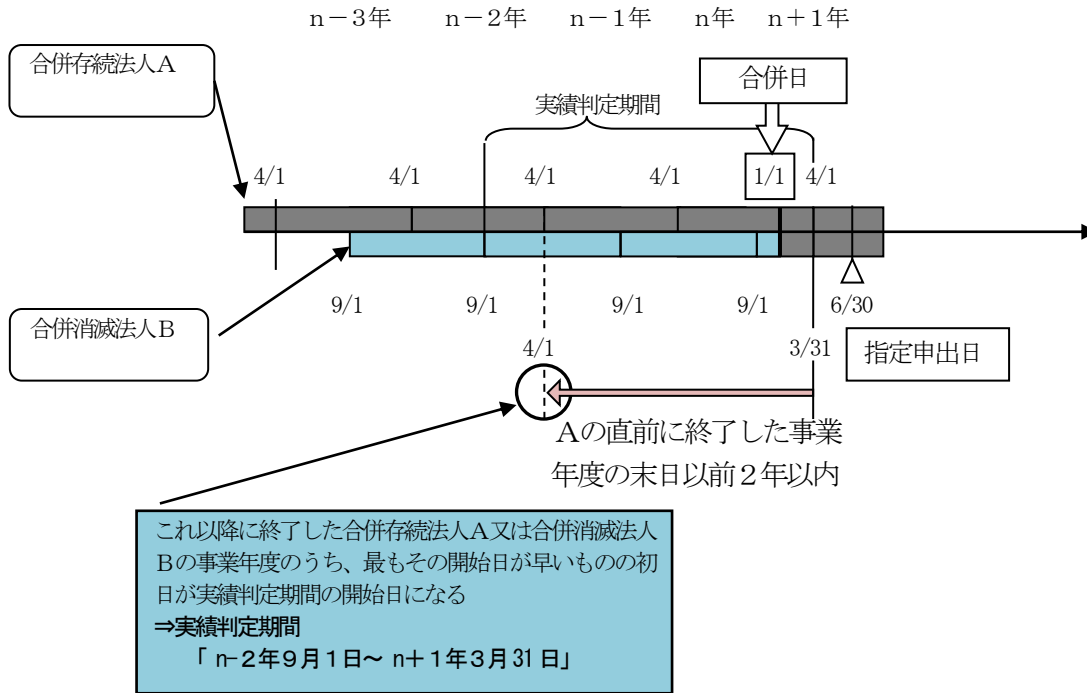
- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記(イ)①又は②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

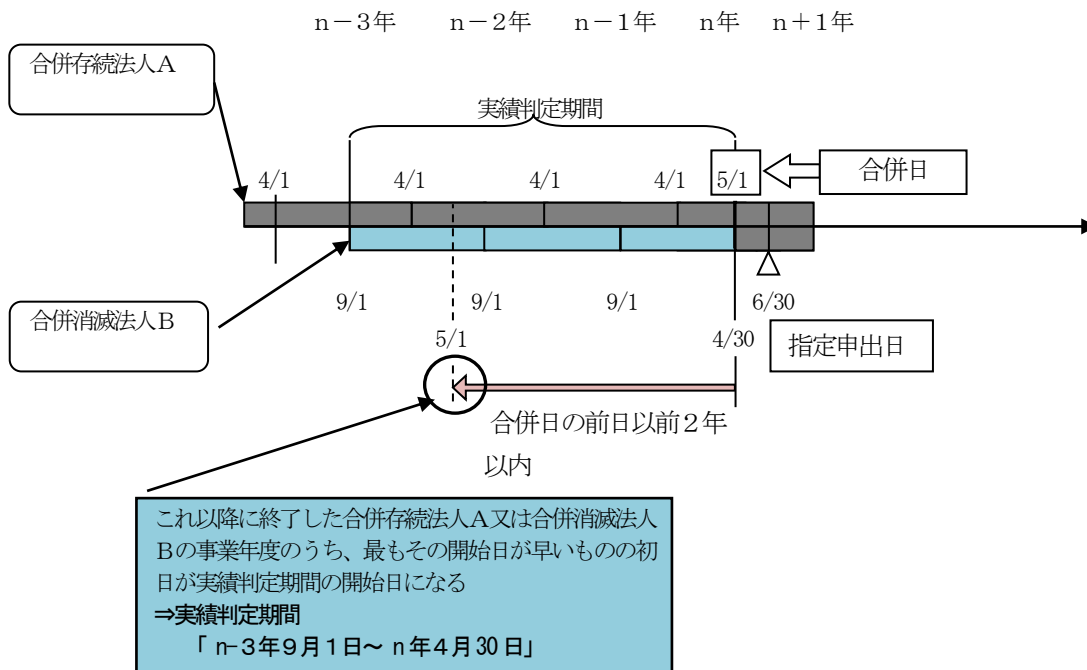
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(条例5①))

| 通常申請時 | 読替え後 |
|--|---|
| <p>(実績判定期間について)</p> <p>前項第5号及び第6号の「実績判定期間」とは、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3③)。</p> | <p>(実績判定期間について)</p> <p>前項第5号及び第6号の「実績判定期間」とは、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3③)</p> |
| <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</p> | <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、同条第1項の申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</p> |

□ 法人の合併前の期間における指定基準への適合の判定（条例5②）

申出をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人（以下「合併前法人」といいます。）及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

| 指定基準 | | 合併前の判定方法 |
|-----------------------|--|---|
| 事務所要件（一号基準） | | 合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 情報発信要件（二号基準） | | |
| 寄附金要件（三号基準） | | 合併前法人及び合併消滅法人を一つの法人とみなして判定します。 |
| 協働要件（四号基準） | | 合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 活動の対象に関する基準（五号基準） | | 合併前法人及び合併消滅法人を一つの法人とみなして判定します。 |
| 運営組織及び経理に関する基準（六号基準） | | 合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 事業活動に関する基準 (七号基準) | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと | |
| | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと | |
| | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | |
| | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること | |
| 情報公開に関する基準 (八号基準) | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） | 合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| | ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。 |
| 事業報告書等の提出に関する基準（九号基準） | | 合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 不正行為に関する基準（十号基準） | | |

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、27～39頁を参照してください。

＜ポイント＞

指定申出書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、一号基準、二号基準、四号基準、六号基準、七号基準イとロ、八号基準、九号基準、十号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①12）。